2　放射能汚染廃棄物対策第二課を置く場合には、第二十九条に基づき、前項第一号から第七号までに規定する事務を分掌する。

（減容化施設整備課の所掌事務）

第六条の四　減容化施設整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　減容化施設（福島県の区域内において汚染廃棄物等（放射性物質汚染対処特措法第四十六条に規定する汚染廃棄物等をいう。以下同じ。）の減容化のための処理を行うために設置される施設（第六条の六第一号に規定する中間貯蔵施設を除く。）をいう。以下同じ。）の整備に係る調査並びに工事の設計、施工及び管理に関すること。

二・三　（略）

（除染等推進第一課、除染等推進第二課、除染等推進第三課及び除染等推進第四課の所掌事務）

第六条の五　除染等推進第一課、除染等推進第二課、除染等推進第三課及び除染等推進第四課を置く場合には、第二十九条の規定に基づき、第六条の二第一項第二号から第四号まで、第六条の三第一項第一号から第七号まで、第六条の四第一号から第三号まで及び第六条の八第一号から第三号までに規定する事務を分掌する。

（調査設計課の所掌事務）

第六条の六　（略）

一～三　（略）

（削る）

第六条の七・第六条の八　（略）

（管理課の所掌事務）

第六条の九　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　中間貯蔵施設に係る電力、水及び情報通信の確保に関すること。

二　中間貯蔵施設の運営、保全その他の管理に関すること。

2　放射能汚染廃棄物対策第二課を置く場合には、第二十三条に基づき、前項第一号から第七号までに規定する事務を分掌する。

（減容化施設整備課の所掌事務）

第六条の五　減容化施設整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　減容化施設（福島県の区域内において汚染廃棄物等（放射性物質汚染対処特措法第四十六条に規定する汚染廃棄物等をいう。以下同じ。）の減容化のための処理を行うために設置される施設（第六条の七第一号に規定する中間貯蔵施設を除く。）をいう。以下同じ。）の整備に係る調査並びに工事の設計、施工及び管理に関すること。

二・三　（略）

（除染等推進第一課、除染等推進第二課、除染等推進第三課、除染等推進第四課及び除染等推進第五課の所掌事務）

第六条の六　除染等推進第一課、除染等推進第二課、除染等推進第三課、除染等推進第四課及び除染等推進第五課を置く場合には、第二十三条の規定に基づき、第六条の二第一項第二号から第四号まで、第六条の三第一号から第三号まで、第六条の四第一項第一号から第七号まで、第六条の五第一号から第三号までに規定する事務を分掌する。

（調査設計課の所掌事務）

第六条の七　（略）

一～三　（略）

四　中間貯蔵施設の運営、保全その他の管理に関すること。

第六条の八・第六条の九　（略）

（新規）

（用地補償第一課及び用地補償第二課の所掌事務）

第六条の十二　用地補償第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

2　用地補償第二課を置く場合には、第二十九条に基づき、前項第一号から第三号までに規定する事務を分掌する。

（中間貯蔵施設整備推進課の所掌事務）

第六条の十三　中間貯蔵施設整備推進課を置く場合には、第二十九条に基づき、第六条の六第一号から第四号まで、第六条の七第一号及び第二号、第六条の八第一号から第三号まで、第六条の十第二号から第四号まで、第六条の十一並びに第六条の十二第一項第一号から第三号までに規定する事務を分掌する。

（自然環境整備課の所掌事務）

第九条　自然環境整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域に関する保全事業に係る施設の整備に関する助成及び指導並びに当該施設の工事の実施（以下この条及び第二十二条において「施設の整備等」という。）に関すること。

二～十三　（略）

（国立公園調整官の職務）

第十一条　国立公園調整官は、命を受けて、地方環境事務所の所掌事務のうち、自然環境の保護及び整備に関する特定事項の企画及び立案に参画し、並びに国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、外客受入施設専門官及び国立公園管理官の行う職務を統括する。

第十二条～第十九条　（略）

（国立公園保護管理企画官の職務）

第二十条　国立公園保護管理企画官は、国立公園の保護及び整備に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務（国立公園利用企画官の所掌に属するものを除く。）を行う。

（用地補償第一課及び用地補償第二課の所掌事務）

第六条の十二　用地補償第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

2　用地補償第二課を置く場合には、第二十三条に基づき、前項第一号から第三号までに規定する事務を分掌する。

（中間貯蔵施設整備推進課の所掌事務）

第六条の十三　中間貯蔵施設整備推進課を置く場合には、第二十三条に基づき、第六条の七第一号及び第二号、第六条の九第一号から第三号まで、第六条の十第二号から第四号まで、第六条の十一並びに第六条の十二第一項第一号から第三号までに規定する事務を分掌する。

（自然環境整備課の所掌事務）

第九条　自然環境整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域に関する保全事業に係る施設の整備に関する助成及び指導並びに当該施設の工事の実施（以下この条において「施設の整備等」という。）に関すること。

二～十三　（略）

（新規）

第十一条～第十八条　（略）